

第 4 6

完成検査済証再交付申請

1. 再交付申請

政令第8条第4項の規定により、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、再交付申請ができる。

2. 完成検査済証再交付申請書の記載要領

記載要領は、第2編（P80）を参照すること。

完成検査済証再交付申請書については、1部提出すること。

3. 添付図書等

(1) 顛末書

(2) 汚損し、又は破損した場合にあっては、当該完成検査済証を添付すること。

(3) 代理人の場合は委任状

4. 完成検査済証の提出

亡失して完成検査済証の再交付を受けた者が、亡失した完成検査済証を発見した場合は、10日以内に完成検査済証（再交付）を返却すること。